2019年度 会則・細則の改正案

第1号 議案 個人の情報取り扱いについて明記

【改正内容】

第5章に追加

現行会則	変更会則(案)
	第5章役員・委員
	第 21 条 役員・委員は職務において知り得た個
	人の情報を第3者に開示・提供しない。

【前提】

個人の情報取り扱いに関する会則はない。

【現状認識】

役員・委員が職務において個人の情報を知り得る機会が多いため。

【改正案】

役員・委員の個人の情報取り扱いについて明記する。

第2号 議案 PTA役員・会計監査・学級委員選出時の開催会議名の追加

【改正内容】

内規 細則 (P9)の保護者会をPTA役員選出会及び保護者会に変更する。

現行会則	変更会則(案)
□くじ引きの基準	□くじ引きの基準
1) くじ引き対象者からPTA役員、会計監査、学	1)くじ引き対象者からPTA役員、会計監査、学
級委員を選出する。保護者会欠席者はくじ引きにつ	級委員を選出する。 <u>PTA役員選出会</u> 及び保護者会
いて代表者に委任する。	欠席者はくじ引きについて代表者に委任する。

【前提】

2018年度からPTA役員選出の方法が変更。

【現状認識】

PTA役員選出方法の変更により、PTA役員は保護者会ではなくPTA役員選出会を 開催し決定している。

【改正案】

「保護者会」を「PTA役員選出会及び保護者会」に改正。

第3号 議案 PTA役員選出のくじ引き免除者部分の改正

【改正内容】

・内規細則 (P9) のくじ引きを免除される方の文言変更

現行会則	変更会則(案)
□くじ引きの基準	□くじ引きの基準
2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。	2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。
PTA役員	PTA役員
B. <u>該当する学年</u> で学級委員を経験した方	B. <u>一家庭につき在学中の児童すべてで</u> 学級委員を
	経験した方
D. 今年度に地区委員や他の学年で学級委員を経験	D. 今年度に地区委員や学級委員を経験した方
した方	※他の学年での文言を削除

【現状認識】

「該当する学年」「他の学年で」の解釈が難しく、「一家庭につき在学中の児童すべて」とは読み取れない。

【改正案】

PTA役員選出でBに該当する免除者を「該当する学年で」から「一家庭につき在学中の児童すべて」と文言を変更。Dに該当する免除者を「他の学年で」の文言を削除。

第4号 議案 PTA役員選出のくじ引き免除者部分の改正

【改正内容】

内規 くじ引き免除される方の文言の変更

現行会則	変更会則(案)
□くじ引きの基準	□くじ引きの基準
2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。	2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。
PTA役員	PTA役員
E. やむを得ない個人的理由のある方(くじ引きの	E. やむを得ない個人的理由のある方(くじ引きの実
実施前に学級委員またはPTA役員の承認を得ら	施前に <u>PTA役員</u> または <u>学級委員</u> の承認を得られた
れた方)	方)

【前提】

2019年度よりPTA役員選出方法の変更があった。

【現状認識】

2018年度まではPTA役員選出をそれぞれ各学年の学級委員に依頼していたが、2019年度より PTA役員が中心となり選出を行う事になった。

【改正案】

選出方法の変更に伴い、「学級委員またはPTA役員」から「PTA役員または学級委員」に変更。

第5号 議案 学級委員選出の免除者の部分の改正

【改正内容】

・内規細則 (P10) のくじ引きを免除される方の文言変更

現行会則	変更会則(案)
□くじ引きの基準	□くじ引きの基準
2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。	2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。
学級委員	学級委員
ア. PTA役員を経験した方、及び該当する学年で	ア. PTA役員を経験した方、一家庭につき在学中の
学級委員を経験した方	<u>児童すべて</u> で学級委員を経験した方
イ. 前年度に他の学年で学級委員、及び地区委員を	イ. 前年度に学級委員、及び地区委員を経験した方
経験した方	※「他の学年で」の文言を削除

【現状認識】

「該当する学年」「他の学年で」の解釈が難しく、「一家庭につき在学中の児童すべて」とは読み取れない。

【改正案】

学級委員選出でアに該当する免除者を「該当する学年で」から「一家庭につき在学中の児童すべて」と文言を変更。イに該当する免除者を「他の学年で」の文言を削除。